

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7(2025)年1月22日

栃木県日光土木事務所長 野澤 浩

1 入札に付する事項

(1) 案件名

根固めブロックの調達に係る一般競争入札

(2) 購入物品の品名及び数量

物 品 名	数 量
根固めブロック ビーハイブ4 t キリコミ形	28個

(3) 購入物品の特質等 別紙購入仕様書による。

(4) 納入期限 令和7(2025)年3月27日

(5) 納入場所 日光市町谷地先 大谷川河川敷

2 競争入札に参加する者（以下「入札参加希望者」という。）に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、次に掲げる入札参加資格を有するものと決定された者であること。

大分類「H0 建設資材類」、小分類「H1 工事用材料、建具」

(3) 競争参加資格確認申請書提出日から開札日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 栃木県内に本店、支店、営業所又は代理店を有する者であること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒321-1414 栃木県日光市萩垣面 2390-7

栃木県日光土木事務所管理部総務課 電話 0288-53-1211

(2) 仕様書等の交付期間、交付場所及び交付方法

入札公告日から競争参加資格確認申請書提出期限まで入札情報システム上で公開する。なお来庁による交付の場合は、同期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで、(1)の場所において交付する。

(3) 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和7(2025)年2月6日(木) 午後4時

上記までに電子入札システムにより提出すること。

なお、栃木県物品等電子調達運用基準（令和3(2021)年4月1日施行）に定める紙入札方式参加承諾願（様式1）を提出し、紙による入札参加の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）にあっては、(1)の場所に、郵送（簡易書留）又は持参により提出すること。

(4) 開札の日時及び場所等

令和7(2025)年2月7日(金) 午前10時

上記日時に(1)の場所において電子入札システムにより開札を行う。

(5) 入札の方法

1の(1)の案件名で、総価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加希望者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の

100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 提出された入札書は、引換え、変更又は取消しを認めないものとする。

#### 4 入札者に要求される事項

##### (1) 競争参加資格確認申請

この入札の入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書（別記様式第1号）を提出し、審査を受けなければならない。審査の結果、競争入札参加資格を有すると判断された入札者が提出した入札書のみを落札決定の対象とする。

なお、提出された書類等については、返却しない。

##### (2) 競争参加資格確認通知書の提出期限及び提出方法

令和7(2025)年2月4日(火) 午後4時

上記期限までに電子入札システムにより提出すること。

##### (3) 審査結果の通知期限及び通知方法

令和7(2025)年2月5日(水)

上記期限までに電子入札システムにより通知する。

#### 5 仕様書等に関する問い合わせ先等

##### ア 問い合わせ先

〒321-1414 栃木県日光市萩垣面 2390-7

栃木県日光土木事務所企画調査部企画調査課 電話 0288-53-1212

##### イ 問い合わせ期間

令和7(2025)年1月22日から同年2月5日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。

#### 6 その他

##### (1) 入札保証金 免除

##### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書、栃木県物品等電子調達運用基準（令和3(2021)年4月1日施行）第19条に掲げる入札書及び紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書は、無効とする。

##### (3) 落札者の決定方法

ア 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が契約担当者等の定める期日までに契約書の取り交わしを行わないときは、落札者の決定を取り消すものとする。

##### (4) 最低制限価格の有無 無

##### (5) 契約書作成の要否 要

##### (6) 再入札

入札は2回目までとする。1回目の入札が不調となった場合は、応札者に対し、再入札の実施について電子入札システムにより通知する。入札参加希望者は県が指定する日時までに2回目の入札書を電子入札システムにより提出する。なお、指定の日時までに入札書が電子入札システムに記録されない場合は、入札を辞退したものとみなす。

また、2回目の入札も不調となった場合は、最低入札価格提示者との協議に移行する。

##### (7) その他

ア 入札の手続きに要する費用は、すべて入札参加希望者の負担とする。

イ 電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めるところによる。